

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の 原案について

令和 4 年 9 月 1 4 日
企画管理部教育総務課
電話 043-223-4142

「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったことから、臨時代理により異議のない旨回答しました。

1 条例案

国家公務員の定年の引上げを目的として国家公務員法の改正が行われ、地方公務員についてもこれと整合を図るため地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立したことから、本県職員についても定年の引上げ及びこれに伴う諸制度を整備するため、所要の規定整備を行う。

2 その他

本件は、知事から、議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。